

天理市広告付おくやみハンドブック無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、死亡届を提出した市民等に、死亡に関する行政手続きを取りまとめて配布する「天理市広告付おくやみハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)の無償提供者の選定、広告の取扱いその他無償提供について必要な事項を定めるものとする。

(ハンドブックの配布場所及び期間)

第2条 ハンドブックの配布場所は、くらし文化部市民課とし、本市ホームページ等にも内容の掲載を行うこととする。

2 ハンドブックの配布期間は、市長が別に定める期間とする。ただし、市長は、ハンドブックを無償提供する者(以下「無償提供者」という。)と協議の上、配布期間を変更することができる。

(無償提供者の募集)

第3条 無償提供者の募集は、本市ホームページに掲載する方法により行う。

(無償提供の申込み)

第4条 無償提供の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、天理市広告付おくやみハンドブック無償提供申込書(様式第1号)に天理市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書(様式第2号)、暴力団の排除に関する誓約書(様式第3号)その他市長が必要と認める資料を添えて、市長に提出するものとする。

(無償提供者の決定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その提出された書類の内容を次条に規定する委員会において審査を行い、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、その結果を申込者に天理市広告付おくやみハンドブック無償提供者決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(選定委員会)

第6条 無償提供者を選定するため、天理市広告付おくやみハンドブックの無償提供者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、次に掲げるもので構成する。

- (1) くらし文化部長
- (2) 人権センター所長
- (3) 秘書広報課長
- (4) 市民課長

- 3 選定委員会に委員長を置き、くらし文化部長をもって充てる。
- 4 選定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、緊急を要する場合又は会議の開催を要しないと委員長が認める場合は、書面を回付することで会議に代えることができるものとする。
- 5 選定委員会の庶務は、くらし文化部市民課において処理する。

(協定書の締結)

第7条 市長は、ハンドブックの製作及び無償提供に関して、無償提供者と協定書を締結するものとする。

(ハンドブックに掲載する広告の留意事項)

第8条 無償提供者は、ハンドブックに掲載する広告を募集する場合においては、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 無償提供者は、広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、自らの責任で対応しなければならない。
- 3 ハンドブックの広告記載は、全紙面の30%以下とし、表紙及び裏表紙への広告記載は、不可とする。
- 4 無償提供者はハンドブックを製作するに当たり、掲載内容、形状その他の仕様及び掲載する広告の内容について、市長と協議し、製作の承諾を受けなければならない。
- 5 無償提供者は、無償提供するハンドブックの数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。
- 6 ハンドブックに記載する広告の内容は、おくやみ手続きの特性に合わせた広告とし、市内の事業者を優先するものとする。

(経費の負担)

第9条 ハンドブックの製作に要する費用は、全て無償提供者の負担とする。

(配布の中止)

第10条 市長は、掲載された広告の内容が天理市有料広告掲載に関する基本要綱（平成21年4月施行）第3条の規定に反していると認めるときは、ハンドブックの配布を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、速やかに代替のハンドブックを市に提供しなければならない。

(無償提供者の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の内容により無償提供者が募集の申込みをしたとき。
- (2) ハンドブックを市長が指示する期日までに提供しないとき。

(3) 無償提供者が前条に規定する対応を速やかに行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民にハンドブックを提供することが不適切と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により無償提供者の決定を取消した場合において、当該無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ハンドブックの提供に関し必要な事項は、天理市有料広告掲載に関する基本要綱に準じ市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行する。